

香川県報



第 37 号

平成 18 年

5月12日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 指定希少野生生物の指定 (みどり保全課) 一
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水産課) 二
- 道路の供用開始 (道路課) 三
- 道路の区域変更（三件） (道 路 課) 三
- 道路の区域変更及び供用開始 (道 路 課) 三
- 道路の位置指定 (道 路 課) 三
- 落札者等の公示 (建築課) 四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (広聴広報課) 五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 五
- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 六
- 平成十八年度地籍調査事業計画の決定 (農 政 課) 六
- 土地改良事業の認可（二件） (土地改良課) 七
- 土地改良区の定款の変更の認可（二件） (土 地 課) 七

選挙管理委員会告示

- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となつて
いる老人ホームの指定の取消し
- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべ
き老人ホームの指定

監査委員公表

告 示

○ 監査結果に基づく措置の公表

香川県告示第四百十一号

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成十七年香川県条例第四十四号）第八条第一項の規定により、指定希少野生生物を次のとおり指定し、平成十八年五月十九日から施行する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

分類	科 名	種 名
植物	スイレン科	オニバス
植物	ベンケイソウ科	ミセバヤ
植物	モクセイ科	シヨウドシマレンギョウ
植物	ミツガシワ科	アサザ
植物	ゴマノハグサ科	ウンラン
植物	ユリ科	カンカケイニラ
動物	コイ科	ニッポンバラタナゴ
動物	オナジマイマイ科	ヤハタマイマイ

香川県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、二一、一	介護老人保健施設 さわやか荘 さぬき市津田町津 田二二〇七	事業者(開設者) の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一八、三、一七	有限会社松村薬局 大内店 東かがわ市川東一 〇一番地	有限会社松村薬局 東かがわ市川東一 〇一番地	居宅療養管理指導
平成一八、三、二〇	みさごデイサービス センター 東かがわ市引田二 〇三番地一	医療法人社団静楓 会 東かがわ市引田二 〇二番地一	通所介護
平成一八、三、二二	香川県高齢者生活 協同組合「ひだま りさぬき」 さぬき市志度一四 〇九一一	香川県高齢者生活 協同組合 高松市勅使町六八 七番地四	訪問介護
平成一八、四、一	ケアセンターみの り 木田郡三木町池戸 一五四三番地二ア ーベイン三木PA RTII一〇E	有限会社完土 高松市十川東町九 三八番地一	訪問介護
平成一八、四、一	琴平老人の家指定 訪問介護事業所 仲多度郡琴平町一 一八〇番地一	社会福祉法人琴平 福祉事業団 仲多度郡琴平町一 一八〇番地一	訪問介護

平成一八、四、一	琴平老人の家指定 居宅介護支援事業 所 仲多度郡琴平町一 一八〇番地一	社会福祉法人琴平 福祉事業団 仲多度郡琴平町一 一八〇番地一	居宅介護支援事業
平成一八、四、四	ケアサービス共生 坂出市川津町二四 五六番地六	特定非営利活動法 人共生ネットワー ク 坂出市川津町二四 五六番地六	訪問介護
平成一八、四、六	デイサービスセン ターしのはら 三豊市山本町財田 西二七六	医療法人社団しの はら医院 三豊市山本町財田 西三四八番地一	通所介護
平成一八、四、六	居宅介護支援セン ターしのはら 三豊市山本町財田 西二七六	医療法人社団しの はら医院 三豊市山本町財田 西三四八番地一	居宅介護支援事業

●香川県告示第四百十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、土庄中央加入区について、平成十四年香川県告示第三百七十六号による保険に付すべき義務は、平成十八年五月九日限り消滅したので告示する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 東谷岩崎線（百六十五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町東谷字向坂二五〇八番一地从 から 高松市香川町東谷字向坂二四八二番一地从 まで	二〇・四 ） 二九・二	四四	平成十四年 香川県告示 第七百九十 七号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十八年五月十二日

●香川県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市前山中谷二五四八番三 地先から	前	一五・〇 ） 二七・〇	二〇	道路維持修 繕工事に伴 う区域変更

さぬき市前山中谷二五四八番三
地先まで

後	三四・〇 ） 三九・〇	二〇	
---	-------------------	----	--

●香川県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字力石上三八番地先 から さぬき市多和字中山上九三番一三 地先まで	前	七・五 ） 一七・二	二二・二	交通安全施 設工事に伴 う現道拡幅
	後	九・〇 ） 二一・五	二二・二	

●香川県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 三木国分寺線(十二号)
- 三 道路の区域

香川県知事 真鍋武紀

区 間 高松市川島東町字川島八七一番一 地先から 高松市川島東町字川島八七九番三 地先まで	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考 特定交通安 全施設整備 事業による 自転車歩 行者道新設
	前	八・一 一四・二	八〇	
後	一四・〇 一五・三	八〇		

●香川県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月十二日から同年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 三木国分寺線(十二号)
- 三 道路の区域

区 間 高松市川島東町字郷二二七番一 地先から	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考 特定交通安 全施設整備 事業による
	前	一四・八 二〇・八	二三八	

高松市川島東町字郷二二二番二 地先まで	後	一四・〇 一四・六	二三八	自転車歩 行者道新設
------------------------	---	--------------	-----	---------------

四 供用開始の期日 平成十八年六月二日

●香川県告示第四百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十八年五月十二日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 指定番号 長土指道 第二号
 - 二 指定年月日 平成十八年四月二十七日
 - 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字上高岡字池下四一三一及び同地先農道・水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・六一メートル、六・二八メートル
延長 四一・六九メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 調達件名及び数量 香川県広報誌等の配布業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意契約
- 四 契約日 平成十八年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 四国新聞販売株式会社 高松市紫雲町八番二〇号

六 契約価格 香川県広報誌等二十ページ・二十四ページ一部あたり一二・四円、二十八ページ・三十二ページ一部あたり一二・六円をもって配布単価とし、配布単価に配布世帯を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

八 担当課 郵便番号 七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部 広聴広報課広報グループ 電話番号 〇八七―八三三―三〇一九

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月二十六日まで縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本空手道 勇健塾

市川 裕

丸亀市西本町一丁目一番二八号

三 定款に記載された目的

この法人は、青少年及び一般市民に対して、日本の伝統文化である武道空手道の指導及び振興に関する事業並びに行政等との協働による地域安全パトロール等を主とする犯罪防止事業を行うことにより、人々のスポーツの振興と青少年の健全な心身の育成及び人々が安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年六月二十六日まで縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年四月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人あおぞら

瀬川 明美

仲多度郡多度津町栄町二丁目四番一〇号

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者が地域で自立生活できる社会の実現とそれらの人たちの自立生活支援に関する事業、暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社天満屋ストア 岡山県岡山市岡町一三番一六号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

天満屋ハピータウン善通寺店 善通寺市金蔵寺町川添一九〇三番ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

池上勝則

変更前 綾歌郡国分寺町福家甲二八七七番地一三
 変更後 高松市国分寺町福家甲二八七七番地一三
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 株式会社サンヨープレジャー

変更前 代表取締役 高谷茂男
 変更後 代表取締役 高谷昌宏

4 変更年月日

3の(一)の事項 平成十八年一月十日

3の(二)の事項 平成十七年十月九日

5 変更する理由

3の(一)の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため

3の(二)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年四月二十六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年五月十二日(金曜日)から平成十八年九月十二日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年九月十二日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により地籍調査に
 関する平成十八年度事業計画を平成十八年四月二十八日次のとおり決定した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間	摘 要
高松市	高松市塩江町安原下第2号の一部、塩江町安原下第3号の一部、庵治町の一部及び牟礼町牟礼の一部	平成十九年三月三十一日まで	地籍調査
普通寺市	高松市塩江町安原下第2号の一部 普通寺市生野本町、南町、生野町の一部、弘田町の一部、吉原町の一部、碑殿町の一部、文京町の一部及び普通寺町の一部	〃	数値情報化 地籍調査
土庄町	小豆郡土庄町土庄の一部 小豆郡土庄町湊崎の一部及び上庄の一部	〃	地籍調査 数値情報化
小豆島町 まんのう町	小豆郡小豆島町池田の一部 仲多度郡まんのう町吉野の一部 仲多度郡まんのう町勝浦の一部	〃 〃 〃	地籍調査 地籍調査 数値情報化

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法
 第十条第一項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土

地改良事業奈良須池地区)を行うことについて平成十八年四月二十七日認可した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年五月一日認可した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業北辺東地区
〃	単独県費補助土地改良事業川窪地区
〃	単独県費補助土地改良事業桑崎池地区
香南町土地改良区	元気な地域づくり交付金吉光地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、三豊郡財田町土地改良区の定款の変更を平成十八年四月二十一日認可した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区の定款の変更を平成十八年四月二十八日認可した。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている次の老人ホームの指定を取り消した。

平成十八年五月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
坂出市養護老人ホーム長生園	坂出市西庄町一六三八

●香川県選挙管理委員会告示第八十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 和光福祉会 養護老人ホーム ウエストガーデン	坂出市西庄町一六三八	平成十八年四月二十七日

監査委員公表

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年5月12日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻 村 修

同 石 川 稠 治
同 野 田 峻 司

1 監査対象年度 平成16年度
2 措置の状況

団体名	監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	会計処理の一部において、公益法人会計基準に準拠した処理がなされていないので、改善が必要である。	公益法人会計基準に準拠した処理ができていなかった一部事務について、18年度から改め、基準に準拠した会計処理を行うこととする。
社団法人香川県観光協会	指導注意事項	会計処理の一部において、公益法人会計基準に準拠した処理がなされていないので、改善が必要である。